平成２２年（再ロ）第１８号
愛知県海部郡蟹江町城２丁目262番地
再生債務者　飯田　　勝
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月１日から平成23年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第１４号
札幌市南区澄川５条３丁目８番35―1002号
再生債務者　杉下　隆之
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月23日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月９日から平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第２号
愛媛県新居浜市河内町13番29号
再生債務者　岡田　**邦**造
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月９日から平成23年３月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（再ロ）第１２号
沖縄県那覇市字宇栄原951番地１ニューライフガーデン小禄506
再生債務者　山里　朝市
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月14日から平成23年３月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（再ロ）第１号
神奈川県茅ヶ崎市芹沢860番地４
再生債務者　平田　　稔
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月15日から平成23年３月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１０８号
大阪市此花区高見１丁目７番16―807号
再生債務者　村田　達哉
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月４日から平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第５号
大阪府東大阪市東山町10番18号
再生債務者　髙田　健治
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月４日から平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第３０号
堺市北区新金岡町３丁８番14―307号、前住所堺市北区新金岡町３丁８番５―301号
再生債務者　正岡　研地
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月８日から平成23年３月22日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１２号
新潟県南魚沼市五日町589番地６
再生債務者　佐藤まゆみ
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月16日から平成23年４月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１４号
横浜市中区新山下１丁目10番８―203号
再生債務者　酒井　健敬
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年２月16日まで
平成23年２月２日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第７号
沖縄県沖縄市東１丁目４番18号　東マンション205
再生債務者　大石　　準
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月２日まで
平成23年２月２日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（再ロ）第１０１１０号
東京都練馬区東大泉７―34―33
再生債務者　松本　泰浩
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年２月15日まで
平成23年２月１日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２０年（再ロ）第２号
大分県豊後高田市臼野1749番地
再生債務者　深江　千春
１　意見聴取に付する変更再生計画案　平成23年１月25日付け変更再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年２月21日まで
平成23年１月31日
大分地方裁判所中津支部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２５号
京都市伏見区深草西浦町８丁目63番地ＴＡＴＳＵＭＩＹＡビル407号
再生債務者　菊井　照世
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月２日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第９号
秋田県横手市増田町増田字関ノ口142番地１
再生債務者　佐々木　久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月２日　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（再ロ）第５号
相模原市南区相模大野８丁目17番７号　サンパルセ208
再生債務者　菅原はな子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月２日
横浜地方裁判所相模原支部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 23 年２月 10 日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｇ―3019	昭和54年10月３日	阪田修	平成22年12月24日	